

第1章 高齢者虐待とは

1. 高齢者虐待防止法の成立

かつては、子どもや家族が行うものとされていた両親等の介護ですが、高齢化が進むにつれ、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行によって介護を必要とする人が介護を受けることができないというのが社会問題となりました。

そうした中、平成12年に介護保険制度が創設され、介護施設等の利用等、介護を社会全体で支える仕組みができました。しかし、そういった外部との接触の中から高齢者に対する不適切な関わりが表面化してくることとなり、平成18年「高齢者虐待防止法が施行されました。

高齢者虐待防止法は高齢者虐待の防止、被虐待者の保護だけでなく、虐待をしている養護者への支援も法律に位置付けられている点は児童虐待防止法、障害者虐待防止法にはない特徴です。

2. 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、高齢者は、65歳以上の者と定義されており、養護者からの虐待、養介護施設従事者等からの虐待に分けて考えられます。虐待は内容に応じて、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の5種類に分けて判断されます。

また、65歳未満の者であっても、養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして高齢者虐待に関する規定が適用されるとされています。

ア. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待 : 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任 : 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待 : 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待 : 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待 : 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待 : 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任 : 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待 : 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待 : 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- v 経済的虐待 : 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の (※)業務に従事する者 (※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者(施設長、事務職員等)や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます(高齢者虐待防止法第2条)。
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

<上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応>

「養介護施設従事者等による虐待」の対象となる施設、事業は、上記の限定列举となっています。

このため、上記に該当しない施設等(有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等)については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。

しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

(1)「高齢者虐待の例」

種類	定義	内容	具体例	ポイント
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること	<p>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。</p> <p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。</p> <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。</p> <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p>	<p>①・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。</p> <p>・刃物や器物で外傷を与える。・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。</p> <p>・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする（※）。など</p> <p>②・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。</p> <p>・移動させるときに無引きずる。無理やり食事を口に入れる。など</p> <p>③・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など。</p> <p>④・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など</p>	<p>身体的虐待は、「外傷が生じる恐れのある行為」「身体に何らかの影響を与える行為」を含みますので、外傷がなくても、平手打ちや頬をつねる行為、医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリの強要、身体を拘束し、自分で動くことを制限する行為も身体的虐待となります。</p>
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為など、養護を著しく怠ること	<p>①意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p>	<p>①・入浴しておらず異臭がする、爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。</p> <p>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。</p> <p>・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせない、劣悪な住環境の中で生活させる。など</p> <p>②・徘徊や病気の状態を放置する。</p> <p>・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、対応しない。</p> <p>・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。など</p> <p>③・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。など</p>	<p>「放棄・放任（ネグレクト）」は継続的な放棄・放任の結果、「高齢者の心身の状態が悪化している状態か」どうかで判断します。例えば、たった一度「オムツを替えていない」=放棄・放任の虐待、となるのではなく、継続的に「オムツを替えていない」状態が続いてかぶれが生じている、体位変換しないことから褥瘡ができていたなどのときに「放棄・放任（ネグレクト）」となる、というわけです。</p> <p>例えば虐待者自身が、「ちゃんと看ている」と言っている、社会通念上必要な医療や介護サービス等が提供されていない場合、「必要な医療やサービスを受けさせていない」という放棄・放任の事例になります。</p>

<p>心理的虐待</p>	<p>高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと</p>	<p>①脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p>	<p>①・老化やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなど、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつを使用させたり、食事を全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから故意に排除する。など</p>	<p>心理的虐待では、「精神的に苦痛を与えているかどうか」が判断のポイントになります。 コミュニケーションの一環であったとしても、高齢者の目線に立ってもエスカレートする前に周囲からの支援が必要ではないかと考える視点が必要者に必要です。</p>
<p>性的虐待</p>	<p>高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること</p>	<p>①本人と合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p>	<p>①・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、裸にしたり、下着のまま放置する。 ・人前で排泄行為を強要する、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。など</p>	<p>性的虐待の例としてあげられている「排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する」行為は、心理的虐待でもありますが、特別に性的虐待と分類しています。性的行為の強要だけが性的虐待ではないことに注意が必要です。</p>
<p>経済的虐待</p>	<p>養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること</p>	<p>①本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p>	<p>①・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービス利用に必要な費用等を支払わない。など</p>	<p>経済的虐待だけは、虐待の主体に高齢者を養護していない家族や別居の家族が含まれます。 高齢者本人の生活や医療・介護に支障が出ていないかをポイントに判断します。 例えば当該高齢者が、息子が年金を持っていくことに納得しておらず、そのうえサービス料の支払いが滞っているという事例の場合、家族が高齢者の財産を合意なしに使用し、さらにそのことで高齢者本人の介護に支障が出ているので、経済的虐待であるといえます。</p>

※その他「自己放任(セルフネグレクト)」についても注意する必要があります。

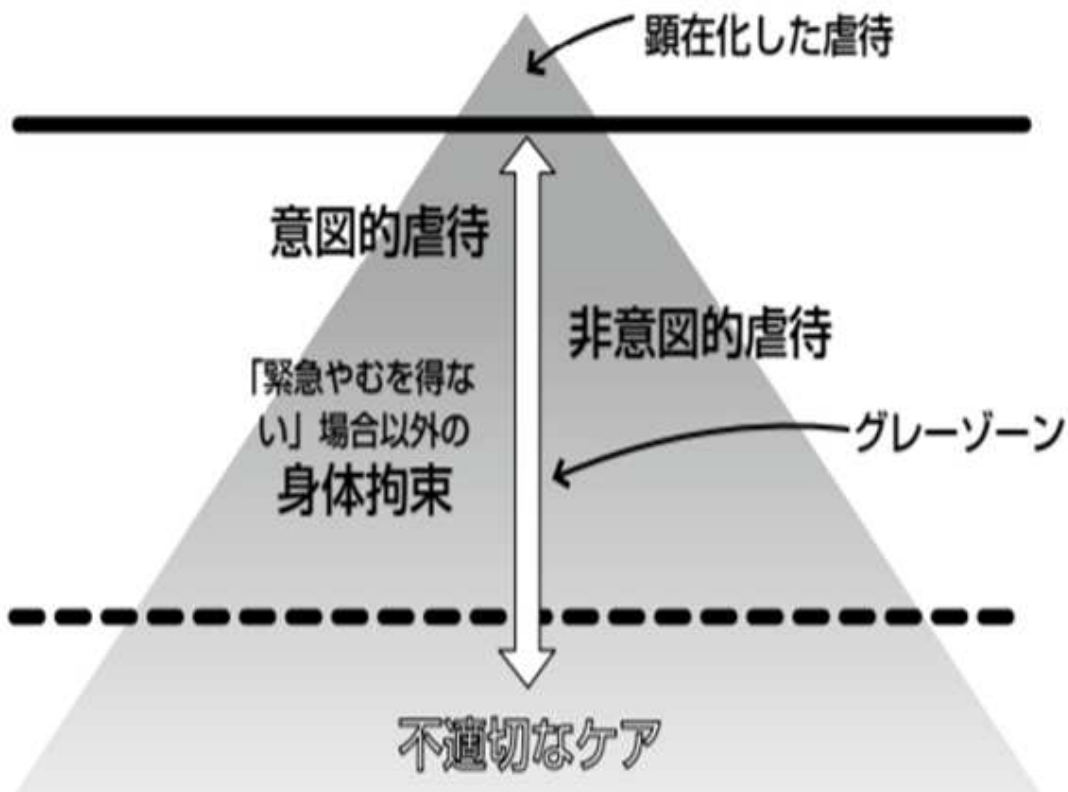
セルフネグレクトとは、自己の身体的、精神的な健康に維持に必要な医食や衣食住を拒むなど、生命や健康に悪影響を及ぼす状況に、自らを追い込むことを言います。この行為は、高齢者虐待防止法における虐待の定義には定められていませんが、当該高齢者が支援を必要としているという状態であることから虐待の一種として適切な対応を図る必要があります。例としては、上記に示すような虐待の状態を自己で行っているものを言います。

3. 高齢者虐待の捉え方について

虐待事例では、養護者が介護を行うなかで、介護するもの、介護を受けるものと不均衡なパワーバランスから非意図的にも虐待が発生しやすい状況があり、非意図的だからこそ顕在化しにくいものと言えます。

また、不適切なケアを含めグレーゾーンがあることは確かで、人によっては適切な対応であると感じ、またある人にとっては虐待であると感じる部分があります。それは養護者、高齢者のどちらにも当てはまり、この場合、養護者や高齢者の「自覚」は問わずに高齢者自身の権利が侵害されている状態にあるか否かを客観的に判断し、虐待と判断することとなれば何らかの支援を行う必要があります。

また、虐待について、「一生懸命介護をされているのに『虐待』と言っていいのかな？」と戸惑うこともあると思います。しかし、上記で述べたように、当事者がどういうつもりであっても、高齢者の心身の状態が悪くなっているのであれば、虐待となります。客観的に高齢者の権利が侵害されている状態かどうかで判断することが必要です。



※柴田慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海 施設長)が作成した資料を基に作成。